

令和3年

第1回 教育委員会会議録

あさぎり町教育委員会

令和3年1月29日（金）

令和3年 第1回 あさぎり町教育委員会会議録（要旨）

日 時	令和3年1月29日（金） 午後3時00分												
場 所	あさぎり町役場本庁舎 2階大会議室												
出席委員	澤田光徳 矢野幸代 中村麻有 伊勢啓史朗												
欠席委員													
事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>教育長 米良隆夫</td> <td>教育課長 出田 茂</td> </tr> <tr> <td>教育課長補佐 山口宏子</td> <td>給食センター所長 藤本安則</td> </tr> <tr> <td>指導主事 小園貴寛</td> <td>教育審議員 窪田龍記</td> </tr> <tr> <td>教育課主幹 那須照正</td> <td>教育課主幹 坂本幸治</td> </tr> <tr> <td>教育課主幹 橋本 隆</td> <td>教育課参事 福田佳奈</td> </tr> <tr> <td>教育課参事 高田由佳</td> <td></td> </tr> </table>	教育長 米良隆夫	教育課長 出田 茂	教育課長補佐 山口宏子	給食センター所長 藤本安則	指導主事 小園貴寛	教育審議員 窪田龍記	教育課主幹 那須照正	教育課主幹 坂本幸治	教育課主幹 橋本 隆	教育課参事 福田佳奈	教育課参事 高田由佳	
教育長 米良隆夫	教育課長 出田 茂												
教育課長補佐 山口宏子	給食センター所長 藤本安則												
指導主事 小園貴寛	教育審議員 窪田龍記												
教育課主幹 那須照正	教育課主幹 坂本幸治												
教育課主幹 橋本 隆	教育課参事 福田佳奈												
教育課参事 高田由佳													
傍 聴 人	なし												
会議録署名委員	澤田光徳												

《開会 午後3時00分》

1 開 会

○**出田課長** 御起立をお願いします。礼。御着席ください。教育委員の定足数に達していますので、ただいまから、令和3年第1回教育委員会会議を開催いたします。本日の会議日程は御手元のとおりで。

2 教育長挨拶

○**出田課長** 教育長あいさつ。教育長あいさつをお願いいたします。

○**米良教育長** はい。では失礼します。教育委員の皆様ほんとに本日は大変お忙しい中、また寒い中に御臨席をいただきまして誠にありがとうございます。我が家の老梅もようやく咲き始めまして、もう春が近いかなというふうに思っておりましたが、今日と明日が、また、寒さが厳しいということですが、それでも、確実に、三寒四温でございませぬが春は近づいているのではないかなというふうに思っております。しかし、教育委員の皆様方には、本日と明日、また寒さが厳しいようですので、健康等には十分御留意いただければというふうに思っております。本日もですね、議案等がたくさん準備してありますけれども、いろいろな視点から御意見等いただければというふうに思っておりますし、この会が充実しますことを御祈念申し上げまして、簡単でございませぬが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名

○出田課長 会議録署名委員の指名。次に、会議録署名委員の指名をお願いいたします。

○米良教育長 はい。本日は、澤田委員をお願いいたします。

○澤田委員 はい。

4 会期の決定

○出田課長 会期の決定。次に、会期をお諮りいたします。令和3年1月29日限りでよろしいでしょうか。
(○「はい」という意見多数あり) はいということですので、会期を1月29日の1日限りといたします。

5 教育長報告

○出田課長 教育長報告。次に、教育長報告をお願いいたします。

○米良教育長 はい。それでは、日程表をめくっていただいて、教育長報告のページをお開けください。よろしくをお願いいたします。まず初めに、主な事業等から説明をさせていただきます。12月22日火曜日、教職員異動人事の第一回の面接が球磨教育事務所の総合庁舎でございました。第一次面接です。その日には、高齢者叙勲伝達式を前田透先生の伝達式を教育長室で行っております。前田透先生の娘さんの旦那さんであります人吉第一中学校の原崇先生のほうに伝達しております。12月24日木曜日、町内小・中学校2学期終業式。25日金曜日、あさぎり町教育支援委員会を開催しております。1月4日月曜日、あさぎり町成人式を須恵文化ホールで行っております。1月6日水曜日、町内小・中学校予算査定が7日まで、そして12日にも行われております。1月7日木曜日、町内の臨時校長会議を開催しております。内容につきましては、修学旅行関係と、それから1月8日の登校について。これは1月8日が大雪の恐れというようなことがありましたので、登校についての打ち合わせをしております。1月8日、町内小・中学校3学期の始業式。そして同じ日には新型コロナ対策本部会議が役場のほうで行われておりますが、これにつきましては12日、14日にも開催されております。1月10日日曜日、あさぎり町消防出初式がある予定でしたが中止になっております。1月13日水曜日、学級編制ヒアリングが球磨総合庁舎で行われております。同じ日に臨時町内校長会議を開催しておりますが、これも修学旅行等についての協議をいたしまして、結果的には中止というような判断をさせていただきました。1月18日月曜日、1月定例管内の教育長会議が実施予定でしたが中止となっております。同じくその日に行われる予定でございました、第3回球磨地区教科用図書採択会議も中止となっております。1月20日水曜日、教職員人事異動第二次面接が球磨総合庁舎で行われております。1月28日木曜日、昨日1月の定例町内校長会議を開催しております。1月29日金曜日、本日、あさぎり町議会と、それから、今行っております教育委員会というようなものが主な事業等でございます。次2番目に、1月定例町内校長会議での指導・助言内容について、簡単に説明したいと思います。まず初めに、不祥事防止及び交通事故防止について話をしております。アにつきましては、不祥事防止内容でございます。イについては、交通事故防止ということで話をしております。2番に人事評価につきましては、評価実施日の確認をしておりますし、また、1月19日は、校長面談も実施しますので、その記述の確認をしております。それから、条件付作業期間中の教員の能力評価の基準日ということについても話をしております。3番目に高校入試事務処理についてということで、これはもう全職員でミスがないようにというようなことで話をしております。4番目に学力充実についてということにつきましては、まず、県学力学習状況調査の分析をお願いいたしますということで話をしておりますし、また、一人一人の課題に応じた学習プリントの活用についてと、これも県のほうからWeb等を通して配布されますので、それを活用してくださいということで話をしております。また5月27日には、全国学

力学習状況調査もごございますので、それに向けた取り組みもあわせてお願いいたしますというふうに話をしております。それから5番目には、いじめ・不登校についてということで、心のアンケートの実施と、それからそのアンケートを通した教育相談の実施をお願いいたしますということで話をしております。6番目にその他としましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の指導の徹底ということで、手指等の消毒等も合わせて話をしております。それからあと1点につきましては、教職員人事異動の第三次面接があります。期日も決まりましたので、確認をしておるところです。それから、3番目には、令和3年度の学級編制。令和3年1月15日現在の状況を示しております。小学校は、全校児童845人、51学級。中学校449人、18学級。合計の1,294人、69学級という言うような学級編制になります。なお、令和2年度から比較しますと、小学校は26人の減。クラス数につきましては、1クラス増。中学校は10人の増で2クラスの増。全体的には16人の減で、クラスにつきましては、3学級の増というような状況になっております。以上です。

○出田課長 教育長報告が終わりました。御質疑等がございましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。(○「特になし」) はい。ないようですので、それでは審議に入ります。進行を教育長にお願いいたします。

6 非公開とする審議事項について

○米良教育長 はい。それでは非公開とする審議事項について、申し上げたいと思います。また他にございましたらよろしくお願いいたします。まず、協議第1号、2号。それから報告の2、3、4につきましては非公開としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。また、途中から、やっぱりこれはとこのがありましたら、途中でも指摘していただければありがたいですよろしくお願いいたします。

7 議 案

議案第1号 あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の廃止について

議案第2号 あさぎり町町費負担教職員の任期に関する規則の廃止について

○米良教育長 それでは議案に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。議案第1号、あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の廃止についてと、議案第2号、あさぎり町町費負担教職員の任期に関する規則の廃止についてにつきましては、合わせて、提案をよろしくお願いいたします。

○山口課長補佐 はい、失礼します。議案第1号、議案第2号、一括して説明をさせていただきます。議案第1号、あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の廃止について。あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則を別紙のとおり廃止する。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由です。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例が令和2年3月31日で効力を失ったことに伴い本規則を廃止する。続きまして、議案第2号を説明させていただきます。議案第2号、あさぎり町町費負担教職員の任期に関する規則の廃止について。あさぎり町町費負担教職員の任期に関する規則を別紙のとおり廃止する。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由です。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例が令和2年3月31日で効力を失ったことに伴い本規則を廃止するという事です。この二つの規則の廃止につきましては、議案第3号、議案第4号とも関連しておりまして、そちらでも説明がありますけれども、提案理由にありますとおり、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例が平成27年3月に制定され5年間の時限立法であったため、令和2年3月31日に効力を失いました。そのため、この条例に付随します二つの規則につきましては、効力は失っているものの、有効期限がうたっていなかったために、そのままの状態になっておりましたので、今回

廃止を提案するものです。よろしく申し上げます。以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。今説明があったとおりでございますが、もうちょっと早く廃止ということすべきだったんですが、一応本日になりましたけれども、一応令和2年3月31日で両規則については、もう廃止ということではございますでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい、ありがとうございます。

議案第3号 あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について

○米良教育長 では次に、議案第3号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について。これは一つずついきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○出田課長 議案第3号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定することとします。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由。あさぎり町が任用する教諭等の採用、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定める必要がある。この条例の制定について、説明をいたしたいと思います。最初に、条例制定の背景について説明いたします。前回、同名の条例を、平成27年の4月に制定をしたところでございますが、この分につきまして先ほど説明いたしましたように、令和2年3月31日をもって期限がきております。今回、新たに制定をするものでございます。その背景といたしまして、須恵小学校は児童の転出により、令和3年度、新2・3年生が複式学級となる可能性が高まりました。このことで、須恵小保護者より複式学級の解消を求める申し出があったことから、今回、複式解消のために1年限りの町費負担での教職員を配置するものでございます。条例内容について御説明を申し上げます。2ページをお開きいただきたいと思います。第1条に目的を規定しております。この条例はあさぎり町が任用する教諭等の採用、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。第2条、この中で、第3項の中で、町費負担職員の任期は1年とするということ限定しております。また前回の条例と違って、新たに第3条、定数を定めております。町費負担教職員の定数は1人とする。第4条、選考に係る審査機関、第2項で、前項の機関に関する事項は教育委員会規則で定めるとし、条例制定後はあさぎり町町費負担職員選考審査会規則をこの後にまた協議いただく予定としております。第5条、給料、県費負担教職員の例によるものとします。3ページをお願いいたします。第6条、教職調整額は、時間外勤務を支給しないかわりに、教職調整手当額として、給料月額4%を基準として、県が定める割合の金額を支給するものでございます。第7条、扶養手当等になりますが、この中での、特殊勤務手当につきましては、学校の管理下において、次に申し上げる事項について支給する予定でございます。非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは、復旧の業務、児童または生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務、児童または生徒に対する緊急の補導業務、また、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事においても支給を考えております。続きまして、義務教育等教員特別手当は、人材確保を目的に教職員へ支給する手当でございます。義務教育と教育特別手当の月額8,000円を超えない範囲内で職務の級及び号給の別に応じて支給されることとなっております。第8条の給与の減額、第9条、旅費は、県費負担職員の例によるものでございます。4ページをお願いいたします。第10条、支給方法は、あさぎり町一般職の職員の例によるものでございます。第11条、勤務時間。第12条、休日及び休暇。第13条、正規の勤務時間を超える勤務は、県費負担職員の例によるものです。第14条、委任。なお、附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行し、時効の規定は公布の日から施行するものです。準備行為、第2項、この条例に基づく町費負担教職員の採用その他の準備行為は、この条例の施行前においても、第2条の規定の例により行うことができる。有効期限、

第3項、この条例は令和4年3月31日限り、その効力を失うものです。以上で説明を終わります。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。まず、御質問等はございませんでしょうか。はい、伊勢委員どうぞ。

○**伊勢委員** はい。須恵小の複式学級解消についての、話題を此間の会でしたと思うんですが、非常にこれスピーディーに動かれたなあと思ひましてですね。私の認識では中々難しいのかなと思ひておりましたが、かなり努力されたんじゃないかなと思ひまして。お尋ねです。

○**米良教育長** はい。やはりこう基本的には、急がなければいけないと、4月1日から始まりますので、急いだのは事実なんですけども、しかしやはり地域住民さんのやっぱりいろいろな思いを大切にしながら、やっぱり不安っていうのがいっぱいあったというのが、やっぱりこういうスピーディーに動いた背景にあるかなというふうに思ひております。一応、また、来月に緊急事態宣言がどれぐらい、また、そこで終わるのか伸びるのかわかりませんが、保護者への説明もしていく予定でございます。はい。ほかにご覧いただけますでしょうか。はい、澤田委員。

○**澤田委員** はい。早急な対応ということで非常に私たちのほうですね、うれしく思ひていることですが、1年間という形となっております。1年間だけはこの形でとっていくということですが、そのことについては何か話はあったんでしょうか。

○**米良教育長** えーとですね、一応この条例につきまして1年間ですけども、1年間をもうほんとう有効に活用しまして、まずはですね異学年、複式学級は異学年ですので、異学年での授業研究会等も実施実践して行って、そして教職員の指導力向上研修をやっていくと。それから、保護者の方たちが中心になるかと思ひますが、複式学級を見たことがない経験したことがないという方がいっぱいおられますので、先進地でも、球磨管内でも複式学級を実践されている学校がございますので、そこへの視察研修等もやりたいというふうに思ひておりますし、それから、来年度は、学校規模等適正化審議会を設置しまして、そして、町全体で全体的な今後の学校のあり方というものも検討していくということで計画をしております。一応1年ですけども、そういう形で実践していきたいと思ひてますが、特に須恵小学校の教育課程の変更を大分してもらわなければいけないかもしれません。特に2年生3年生が複式学級にあたり、あるいは3年生4年生がなったりとかいろいろこう組み合わせがありますけれども、そういう組み合わせに応じた教育課程を組むということも、今後は大きな課題の一つかなというふうに思ひておりますが、そこはもう、いろいろ先進学校の実践をもとにしながら、組み立てていくような研修もやっていきたいというふうに思ひております。ほかにご覧いただけますでしょうか。なければ、この条例の制定については、よろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、認めていただひてはひありがとうございます。

議案第4号 あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の制定について

○**米良教育長** では次に、議案第4号、あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の制定について、説明をよろしくお願ひいたします。

○**出田課長** はい。議案第4号、あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則の制定について。あさぎり町町費負担教職員選考審査会規則を別紙のとおり制定することとします。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例第4条の規定に基づきあさぎり町町費負担教職員選考審査会を置くために必要な事項を定める必要があります。2ページをお願ひいたします。規則につきまして、御説明を申し上げます。先ほど、承認いただきました、あさぎり町町費負担教職員の採用に関する条例、第4項の規定、選考に係る審査機関としまして、機関に関する事項は教育委員会規則で定めるとなっておりますので、そのための規則を定めるものでございます。

所掌事務。審査会は教育長が行う町費負担教職員の選考について、選考対象者の審査を行う。組織。第3条、審査会は、委員10人以内をもって組織します。委員は教育委員会委員、小中学校長、町の職員で構成するものとします。任期。第4条、委員の任期は当該年度の選考審査が終了するまでとします。会長及び副会長。第5条、審査会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとします。3ページをお願いいたします。第6条、守秘義務。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。第7条、庶務。審査会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。附則といたしまして、施行期日。この規則は、公布の日から施行する。有効期限。第2項、この規則は令和4年3月31日限り、その効力を失う。以上で説明を終わります。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。まず、御質問等はございませんでしょうか。ようございませうか。(○「はい」という意見多数あり) はい。この規則に沿って、選考審査会を開催していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議案第5号 あさぎり町学校タブレット端末使用規程の制定について

○米良教育長 次に議案第5号、あさぎり町学校タブレット端末使用規程の制定について、まず説明をよろしくをお願いいたします。

○橋本主幹 はい。議案第5号、あさぎり町学校タブレット端末使用規程の制定について。あさぎり町学校タブレット端末使用規程を別紙のとおり制定することとする。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由です。あさぎり町立小・中学校に配備するタブレット端末について、安全かつ有効に使用するため、本規程を制定する必要があるということです。次ページをお願いいたします。あさぎり町学校タブレット端末使用規程を載せさせていただいております。詳細の内容について御説明いたします。皆様も御承知のとおり、児童生徒に対して1人1台タブレット端末を導入することとしております。現在、端末のほうですね、随時、学校のほうに搬入しておりまして、本日、免田小学校に搬入いたしました。小学校のほうは、とりあえず搬入のほうを終わっているところです。来週火曜日にあさぎり中学校に搬入いたしました。すべての学校に納品が終わるということになっております。このタブレット端末をですね、有効に活用するために、まず、どういった感じで使っていけばいいかということをお考えさせていただいたときにこのやっば使用規程をつくるべきだろうということで作らせていただきました。第2条の目的にありますように、このタブレットは学校の教育課程にのっとった学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用するというふうにさせていただいております。第3条に管理責任者を載せさせていただいております。管理責任者は校長とするということにいたしました。教育委員会のほうですべてを管理するわけではなく、各学校においてですね、校長先生を中心に、この端末を管理していただくということが、1番運用としてはいいんじゃないかということで考えております。またこの規定の中にですね、第7条に適正利用を載せさせていただいております。今後、持ち帰り学習とかもどんどん出てくる可能性があります。ですので、不法アクセス行為等の規定についてもここに明記をさせていただいております。また、第9条に障害・事故と載せさせていただいておりますが、この第9条第2項に、もし故障した場合について、故意によるものであれば当然弁償していただかなければならないかなということで、この第9条の第2項に載せさせていただいております。中々ですねまだ、納品が終わったばかりで今後運用等もいろいろ考えていかなければならないこととなっております。とりあえずこのまず使用の規定をつくって、これに運用当たっていくわけなんですけども、今後、また、内容が変わってくることも十分考えられますが、差し当たっての使用規程ということでまとめさせていただいております。どうぞ御審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。1人1台のタブレット端末の配布ですが、やはり、使用についてはやはりルールをきちんと定めて、そしてそれに沿って使用するということが大事なかなということで、使用規定を進めさせていただきました。何かお尋ね等はないのでしょうか。はい、伊勢委員どうぞ。

○**伊勢委員** 子供が持ち帰れるということですから、やっぱ保護者にも何らかの形で周知を図っていく必要があるのかなと思うんですね。子供ですから保管能力が低い子もおろうと思えますが。

○**橋本主幹** 委員おっしゃるとおり、保護者の周知がまずは大事なかなというふうに思っております。当然、教育委員会からもですね、周知のほうさせていただくこととなりますが、学校からもですね、周知のほうをしていただくようお願いをする予定としております。以上です。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。ようございますでしょうか。はい。ほかに何か御質問等ございませんでしょうか。非常に学校としてもですねICT機器を活用した学力の確実な定着ということで、まず先生方がやっぱこうきちんと操作できる能力の向上も大切かということで、そういうような研修もですね今後は充実させていく予定でございます。この件につきましてようございますか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。

議案第6号 あさぎり町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の制定について

○**米良教育長** では、次に、議案第6号、あさぎり町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の制定について、説明をよろしくをお願いします。

○**橋本主幹** はい。議案第6号、あさぎり町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の制定について。あさぎり町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を別紙のとおり制定することとする。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由です。タブレット端末を使用した家庭学習を行うための通信環境が整っていない家庭に対し通信機器を貸与する必要があるため、本要綱を制定する必要があるためです。要綱のほうをご覧ください。この実施要綱なんですけれども、昨年、コロナ等で学校が休校になりまして、今後、オンライン授業を考えていかなければならないということがありまして、まず、昨年の6月から7月にかけてオンライン教育のオンライン環境調査のほうを実施させていただきました。で、なかなか、やっぱりあさぎり町につきましては、中々ですねやっぱり家庭にWi-Fi環境が整っていないという状況がありまして、何らかの手を打つ必要があるということで、モバイルWi-Fiルーターを購入して、貸し出しをしようということで計画をさせていただきました。モバイルWi-Fiルーターにつきましては、昨日、納品のほうが行われておりまして、今後これを有効活用していくこととなります。この貸与事業につきましては、コロナ等でですね休校になったときは当然有効活用するわけなんですけれども、先ほどちょっとお話がありましたように、持ち帰っての学習等もですね今後は増えてくることが予想されます。そういった場合にですね家庭にWi-Fi環境が整っていない場合は、何らかの手当てをする必要があるということで、二つの要因から要綱を設置するものでございます。主な内容につきましては、ご覧いただければと思いますが、1番注意していただきたいところがですね、第6条の通信にかかる費用というところです。町のほうでも結構悩んだところではございますが、利用者につきましては、今回町のほうからモバイルWi-Fiルーターを貸し出しはしますが、通信に係る契約については、各家庭にお任せをしようということで考えております。これにつきましては、元々Wi-Fi等個人で引かれている方との区別がですね、中々難しいということもありまして、こういった環境については、やはり保護者にお願いするべきではないかというところを考えているところです。ですのでこの通信費につきましては、御家庭で負担をお願いしたいということです。私のほうで、どのぐらいかかる費用がかかるのかなということで、若干調べさせていただいたんですけども、最安値かどうかわからないんで

すけれども、格安SIM等の業者につきまして調べたところ3ギガで700円800円900円そのぐらいの金額かなというところでありました。年間すると1万円は超えるか超えないかぐらいになるのかなというところと考えているところです。大変ちょっと中々難しいところではあるんですけども、そういったことはちょっとやっぱりお願いをしていくべきではないかなということで、町の広報誌等にも載せさせていただいて、各家庭の御協力を求めようかなというところと考えているところです。内容については以上となります。御審議のほう、よろしく申し上げます。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。説明がございましたように、実施要綱に沿って取り組んでいくわけですがまずは利用者の負担ですね、これにつきましてはもう自己負担というところに取り組んでいこうということにしております。何か御質問等ございませんでしょうか。3ギガ700から900円ですね、大体3ギガ以内ぐらいだろうと思いますので。

○橋本主幹 すいません、先ほど3ギガと、このぐらいということをお話ししたんですけども、実際、もし、休校になってオンライン授業をやる場合につきましては、その授業の回数コマ数にもよると思うんですけども、大体、60分で300メガから400メガぐらい使うかなということになりますので、もしフルでやるとしたらですね3ギガではちょっと不足してしまうかなということは予想されてます。オンライン授業になった場合についてはですねまた別途ちょっと今後は考えていく必要があるのかなって思ってます。以上です。

○米良教育長 はい。何か質問等、ちょっとお尋ね等はございませんでしょうか。一応、この実施要綱でまずやってみるということでよろしいですか。いろいろまた課題が出てくるかと思いますが、その時はまたいろいろ検討しながら教育委員さん方に報告しながら、そしてまた、いろいろな方策を考えていくということが大事かなと思ってますが、よろしいでしょうか。今後、コロナ禍とかそれから、また自然災害等でもですね、十分こう、今後、予期しながらやっていかなければいけないと思いますが、一応、この実施要綱でまずやっていくということではよろしいでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい、よろしくお願ひいたします。

8 協 議

協議第1号 学区外就学について
＜非公開案件につき内容は省略＞

協議第2号 区域外就学について
＜非公開案件につき内容は省略＞

協議第3号 あさぎり町教育委員会児童生徒表彰規程に基づく表彰者の決定について

○米良教育長 では、協議第3号に入ります。あさぎり町教育委員会児童生徒表彰規程に基づく表彰者の決定について。まず説明をよろしくお願ひいたします。

○坂本主幹 はい。失礼致します。協議第3号、あさぎり町教育委員会児童生徒表彰規程に基づく、表彰者の決定について。令和2年度表彰について、あさぎり町教育委員会児童生徒表彰規程に基づき推薦がありましたので、同規程第6条第2項の規定により、協議願います。令和3年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。表彰推薦です。合計で4件上がっております。奨励表彰団体4件です。いずれもあさぎり中学校、男子駅伝チーム、女子駅伝チーム、野球部、男子バレーボール部です。推薦内容につきましては、次のページの2ページから男子駅伝チーム、3ページが女子駅伝チーム、4ページが野

球部、5ページが男子バレーボール部となっております。2ページの男子駅伝チームですけれども、推薦としまして本校開校以来初の郡市中体連駅伝大会で優勝を成し遂げたというところで上がっております。3ページの女子駅伝チームにつきましても、同理由でございます。4ページの野球部につきましては、郡市中体連の大会において優勝し、人吉球磨代表チームとして、県の中体連大会代替野球大会でも優勝を成し遂げたということになっております。5ページの男子バレーボール部です。こちらにつきましては熊本県の新人バレーボール大会に準優勝しというところで九州大会を進出しましたけれども、新型コロナによって中止となっております。6ページには表彰規定を、7ページには推薦の要領を載せております。(2)のスポーツの部門でこちらの要綱につきまして推薦書を御検討いただきまして表彰の決定の有無を御協議いただければと思います。参考までに8ページから10ページに過去の受賞者の名簿を載せております。また、本日御手元に別冊つづりで載せておりますものにつきましては、実施要綱と表彰のコピーを載せております。以上で御説明を終わらせていただきます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○**米良教育長** 説明ありがとうございました。まず、いろいろ御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。《協議中》この件につきましては、一応もう、上がってきた団体については表彰するというので、認めていただきましたので、準備のほうよろしくお願ひいたします。

9 報 告

(1) 令和3年あさぎり町成人式について

○**米良教育長** では次に報告に入ります。まず1番の令和3年あさぎり町成人式について、まず報告をよろしくお願ひいたします。

○**那須主幹** はい。では、令和3年あさぎり町成人式についてです。資料は、協議3号の次のページにあります。まず、日時です。令和3年1月4日月曜日に開催をいたしました。場所は、須恵文化ホール大ホールです。成人者はですね対象者が152名おりましたが、参加されたのは100名の方でした。実行委員会は成人者5名の方にお世話になっております。次に、成人者の代表者登壇ということで、司会進行から謝辞まで7名の方にお世話になりました。来賓は登壇者2名ということで町議会議長と副議長。その他12名の方はですね小中学校時代の恩師ということで、こちらは会場のですね成人後の列に座っていただいております。次のページにですね、会場の写真を載せております。密を避けるためにですね、入場の際は1列になって入場いただくように仕切りをつくりまして、順番にですね受付を行い会場のほうに入っております。会場内はですね、2つ席あけまして、2つ飛びに座っていただいておりますので、ちょっと写真では分かりにくくなっておりますが、広々と座っていただいて、コロナ対策をとっております。以上です。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。徹底した新型コロナウイルス感染症対策を施しながら、実施をさせていただきました。一応報告ということですか。何か、お尋ね等はございませんか。よろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。

(2) 学区外就学について

<非公開案件につき内容は省略>

(3) 区域外就学について

<非公開案件につき内容は省略>

(4) いじめ・不登校の状況について

<非公開案件につき内容は省略>

(5) 令和2年度あさぎり町地域未来塾アンケート集計について

○米良教育長 では次に、5番、令和2年度あさぎり町地域未来塾アンケート集計について、報告をよろしくお願いいたします。

○小園指導主事 はい。失礼します。報告5でございます。令和2年度あさぎり町地域未来塾について、報告をいたします。地域未来塾につきましては、当初6月、中学校3年生の部活動が終わったぐらいから放課後ですね少しずつできないかということ。それから、夏休み等にも取り組めないかということで計画をしておりましたが、中々、本年度は順調に教育課程が進まない状況もありまして、再度計画をし直して10月から12月までの3カ月間、放課後の学習時間を活用した未来塾ということで取り組まさせていただきました。本年度は7月から学習支援員ということで、中学校のほうに4名の学習支援員さんに入らせていただいております。これは、コロナ対策ということでの補助事業ですが、この4名の学習支援員さん方には、ほとんど実施する毎日だったんですけども、ほとんど毎日だったんですが、学習支援をしていただきました。そこに、地域未来塾での講師の先生方に入らせていただくというような感じで取り組ませていただきました。その報告5の下のほうの実施予定期日ということで、原則毎週火曜日ということで取り組みをしたんですが、講師の先生方、子供たちは実施ですねほぼ毎日といいますか、行事等がない限りしましたので、火曜日以外もですね参加をしていただいたという状況がありました。実施は24日間ありまして、講師の先生方には延べ44人来ていただいたという状況です。開いていただくと、講師の先生方5名おられました。そこにあります。5名の方に講師として来ていただいております。また開いていただくとアンケートの集計を載せております。まずは、参加生徒のアンケート集計ですが、本年度の地域未来塾はどうでしたかという質問に対しては、よかった、まあまあよかったということで合わせると90%以上の生徒がよかったというふうに答えてくれております。下のほうの意見を見ていますと、二つ目のポツに先生方に教えていただいて解き方がわかったとか、共通テスト問題になれることができたとか、三つ目を見ますと、未来塾に行ってからわからないところがだんだんわかってきて苦手だった教科も好きな教科に変わったものもあったと、非常にうれしい感想ですね寄せてくれております。また家庭学習につながるきっかけになったというような子供たちの感想もありまして、非常に有意義な学習だったのかなと思います。しかし、集中できなかったとかですね、ちょっと騒がしかったとかそういった意見もですねあっております。また、学校の方にも、このアンケートはお配りしてますので見ていただいておりますので、また協議しながらですね、連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。講師の先生方のアンケート分も載せております。講師の方からもいろいろ御意見をいただいておりますが、昨年度までとちょっと違うような形で、子供たちの学習しているところに入らせていただいて質問を受けるというような学習の形態でしたので、中々その一斉に学習をさせるという昨年度までのやり方と、ちょっと違うところで戸惑いがあったというような御意見もいただいているところです。また来年度に向けて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。未来塾の実施についてという報告でございました。何かお尋ね等ございませんか。一生懸命講師の先生頑張らせていただきまして、子供たちも、ほんと、もう受験前ですが、やっぱり高校入試はもう私は団体戦というふうにやっぱりみんなで一生懸命取り組むというのが、やっぱりこう気持ちがかんたん高まっていますので、それも含めて支援をしていただいたのではないかなというふうに思っております。非常にありがたいです。この未来塾につきましては、ようございますで

しょうか。また、来年度に向けていろいろ何かありましたら御意見いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(6) 新型コロナウイルス感染症の陽性判明に係る対応について

○米良教育長 では次に、最後に、新型コロナウイルス感染症の陽性判明に係る対応について、よろしくお願ひいたします。

○小園指導主事 はい。失礼します。綴じてある資料の最後の報告6、1枚ものでございます。御存じのとおりですね、1月14日に本町の中学校生徒またその御家族がですね、コロナウイルス感染症の陽性の診断を受けたというところで、町内小学校それから中学校、対応をいたしました。それについて概要ですね御報告をいたしたいと思ひます。町内の感染者について、これはもう学校関係というところでの感染者についてです。(一部非公開)この感染の判明に伴ひまして小学校、中学校、主な対応ということで、まず、1月14日木曜日、中学校の15日つまり次の日の金曜日ですね臨時休業を決めました。休業の連絡をですね、メールでいたしました。中学校と合わせて、小学校もですねメール連絡をして、小学校は通常登校であるという連絡をさせていただきました。それと町内での放送での連絡、ホームページでの情報発信というものをいたしました。次の日1月15日金曜日ですが、中学校臨時休業、校内の消毒、保健所の立入調査がありました。そこでの、濃厚接触者等ですね確認があったわけですが濃厚接触者はなし。それから保健所の指導によりますと、業者による消毒の必要性はもうないと。ただ、職員による通常の消毒を行っております。小学校、中学校の学校連絡メールでは、まずは濃厚接触者はないという連絡をしたところでした。1月19日土曜日に、学校再開のメール連絡をいたしました。17日日曜日に小中学校メール連絡ということで情報提供ですね中学校が学校再開しますということですね連絡をしたところでした。18日が中学校の授業再開。3時間授業給食なしとしたのは、金曜日の段階で、まだ、どこまで休業がですね続くかわからないという段階で保護者の給食等の負担もですね、給食費等の負担もありますし、給食センターの対応もありましたので、まずはもう給食とめるっていうところですね対応していた経緯で、この日は3時間授業というふうにいたしました。1月20日までが部活動を停止しておりましたので21日からは活動開始ということで18日以降はですね学校再開というところに対応しております。それから欠席者数ということで、1月15日金曜日、中学校が臨時休業した日ですけども、小学校での欠席者の数ですけども、町全体でですね183人おりました。中学校に兄弟がいらっしゃる方が94人、やはり不安だというところでの欠席が78人、体調不良6人、その他5人ということです。それが金曜日でしたけども、週があけて学校再開が始まったときには、18日月曜日は32人ということで、不安が3人、体調不良26人、その他3ということで、大体通常ですね欠席のように戻りましたので、落ちついたというふうに判断をしたところでした。この後ですね周りの例えば誹謗中傷だとか、そういった心ない発言等があるかもしれませんので、そのあたりはしっかり学校の方で、よく観察をしておいてくださいということで、話をしているところでございます。報告6につきましては以上でございます。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。一応これを報告を見られて、何か御質問等はございませんでしょうか。伊勢委員どうぞ

○伊勢委員 どうしても、もう感染経路は、はっきりしないということで誰がなってもおかしくないというのもある状況ですので、やっぱり今最後に、誹謗中傷ですね。このあたり、また、ひょっとしたら、出るかもしれませんけど、特にあさぎり中あたり人間も多しですね。出る可能性もあるし、そのあたりのところ、PTAあたりにも呼びかけて、町内放送されてますけど、何らかの形でやっぱPTAあたりもお願ひしてですね。そういう誹謗中傷やめる。よろしくお願ひいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。はい。指導主事どうぞ。

○小園指導主事 はい。今委員から御意見いただきました。教育委員会もですね途中経過のメール等ですね、保護者のほうに、学校から流していただいたんですけども、そこには必ずそういったですね誹謗中傷等に対する注意といいますか、そういったものもつけてですね流させていただきました。これにつきましてはもう繰り返し繰り返しですね、保護者のほうには学校のほうから連絡をしていただいて、この後も続けていきたいと思っておりますので、御意見ありがとうございます。

○米良教育長 ほかにないかありませんでしょうか。御意見でもようございます。学校、教育委員会から出す文書はもうすべて誹謗中傷等についての文言も書いてですね配布していききましたけど、これはもう人権教育のほんと、重要などころではないかなと思っておりますので、今後もそこは続けていきたいと思っております。ようございますでしょうか。はい、また何かあったら、いろいろ御意見いただければありがたいですよろしく願いいたします。はい、それでは一応報告まで行きました。

10 その他

○米良教育長 10番のその他についてはまた、課長のほうに戻してようございますか。はい、よろしく願いします。

(1) 学童利用している場合の学区外就学の許可について

○出田課長 それではその他第1号で学童利用している場合の学区外就学の許可について、御説明を申し上げます。

○福田参事 はい、失礼します。学区外・区域外関係ですねお配りしております。資料の1番最後のページですね、17ページをご覧いただきたいと思っております。こちらに、あさぎり町立学区外就学の許可指針の方をあげているんですけども、その中の、4番ですね、小学生に限り、当該児童が帰っても保護者がいない場合。学区外就学で承認いただく時に1番多い事例になってくると思うんですが、この場合に学童を利用されてる児童の場合、小学校に限り当該児童が帰っても保護者がいない場合とちってよいのかどうかというところがですね、現在、承認をいただいている御家庭でも学童利用されている児童の方はいらっしやいます。中にはですね、申請の時に学童を利用しないっていうところで、申請を受けている御家庭もあるようで、こちらのほうは、やはり今後のことを考えてですね、公平な承認ができる、まず申請の受け付けの段階ですね、できるように学童を利用しているも、保護者が帰宅する時間が遅くて祖父母の方にですね、学童まで迎えに行ってもらような状況であれば、いいということなのか、それとも、学童の利用の有無は問わないということなのか。その判断基準ですね、学童利用しているも、その利用の頻度であったりとか、そういった判断の基準をある程度設けていたほうがいいのかということで、今回ちょっと挙げさせていただきました。以上です。

○出田課長 ただいまの学童を利用している場合の学区外就学の許可につきまして、新たに基準を定めるところでございますけれども、委員の皆様方の御意見を伺いたしたいと思います。いかがでございますでしょうか。《協議中》この件に関しましては、なかなかいろんな事例を皆様方から出していただきましたので、もう一度事務局のほうですね、精査させていただきます。次回の教育委員会議で改めまして協議事項として提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

(2) 次回教育委員会の日時

○出田課長 続きまして、次回教育委員会の日時につきまして、お諮りをしたいと思います。《協議中》はい。それでは次回の教育委員会議につきましては、2月26日金曜日15時からということで決めさせて

いただきたいと思います。その他のところで、委員の皆様からなければ会議のほう閉じたいと思いますけれども、何もございませんでしょうか。（スケートボード利用についての質疑・報告）会のほう閉じさせていただきたいと思います。御起立お願いいたします。礼。これをもちまして、令和3年第1回教育委員会会議を閉じます。お疲れさまでございました。

《閉会 午後4時50分》